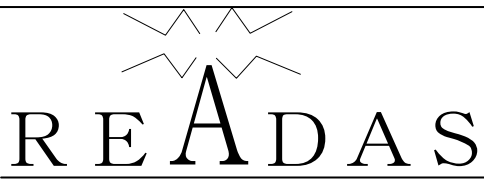


第 5230 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 5月22日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

↳ 遺産分割と解決金

Q：母が亡くなり、兄弟間で遺産分割協議をしていますが、話がまとまりません。私が不動産などの分けにくい財産を相続する代わりに、弟には解決金として現金を渡そうかと思っておりますが、何か問題ありますでしょうか？

A：遺産分割協議書に、渡された現金は代償分割財産とわかるようにしておくことが必要です。

【解説】

代償分割とは、共同相続人又は包括受遺者のうち1人又は数人が相続又は包括遺贈により取得した財産の現物を取得し、その現物を取得した者が他の共同相続人又は包括受遺者に対して債務を負担する分割の方法をいい、相続税では、代償財産を交付した者と交付を受けた者について、次のように取り扱うこととされています。

- ①代償財産の交付をした者…相続又は遺贈により取得した現物の財産の価額から交付をした代償財産の価額を控除した金額
- ②代償財産の交付を受けた者…相続又は遺贈により取得した現物の財産の価額と交付を受けた代償財産の価額との合計額

したがって、遺産分割協議によって解決金を渡されるということであれば、その財産は代償財産となりますので、遺産分割協議書に記載しておくことが必要です。

遺産分割協議書に記載せずに内々でお金のやり取りをしますと、贈与と認定されることもありますので、注意してください。

